

授賞規定

- 第1条 日本核酸医薬学会（以下 本会）は、次の5つの賞を授与する。
- 1) 日本核酸医薬学会特別賞（以下 特別賞）
〔The Nucleic Acids Therapeutics Society of Japan (NatsJ) Special Award〕
 - 2) 日本核酸医薬学会賞（以下 学会賞）
〔The Nucleic Acids Therapeutics Society of Japan (NatsJ) Award〕
 - 3) 日本核酸医薬学会学術賞（以下 学術賞）（部門賞）
〔The Nucleic Acids Therapeutics Society of Japan (NatsJ) Award for Divisional Scientific Promotions〕
 - 4) 日本核酸医薬学会奨励賞（以下 奨励賞）（部門賞）
〔The Nucleic Acids Therapeutics Society of Japan (NatsJ) Award for Young Scientists〕
 - 5) 日本核酸医薬学会川原賞（以下 川原賞）
〔The Kawahara Award from the Nucleic Acids Therapeutics Society of Japan (NatsJ)〕
- 第2条 特別賞は、核酸医薬品の実用化を達成した業績に関して、企業、団体および個人に授与する。応募には2名以上の評議員からの推薦を必要とする。共同研究者は本会会員である必要はないが、代表者は本学会会員であることが必要である。同一研究業績につき連名で受賞できる研究者数は制限を設けませんが、おおむね5名程度を目安とする。既に他の賞を受賞していても受賞対象とする。
- 第3条 特別賞の受賞者には賞状、賞牌および副賞を贈る。
- 第4条 学会賞は、核酸医薬に関して本学会を代表するに足る研究業績をあげ、臨床試験にまで進展させ、世界の核酸医薬の学術的展開および技術革新に著しく貢献した企業、団体および個人に授与する。応募には2名以上の評議員からの推薦を必要とする。応募者は本会会員であることが必要である。すでに他の賞を受賞していても受賞対象とするが、その受賞対象の主要部分が同一の場合は受賞対象としない。
- 第5条 学会賞の受賞者には賞状、賞牌および副賞を贈る。
- 第6条 学術賞は、核酸医薬の基礎および応用に関し、各専門部門で優れた研究業績をあげ、核酸医薬の発展に著しく貢献した企業、団体および個人に授与する。応募者（代表者）は本会会員であることが必要である。奨励賞や他の学会における受賞者で、その受賞対象の主要部分が同一の場合は受賞対象としない。
- 第7条 学術賞の受賞者には賞状、賞牌および副賞を贈る。
- 第8条 奨励賞は、応募時において本会会員で、受賞年度4月1日時点で満40歳未満で、核酸医薬の基礎および応用に関し、独創的な研究業績をあげつつあり、核酸医薬の将来を担うことが期待される個人に授与する。既に他の賞を受賞していても受賞対象とするが、他の学会における受賞者でその受賞対象の主要部分が同一の場合は受賞対象としない。各セッションの受賞者数は原則1件以内とする。
- 第9条 奨励賞の受賞者には賞状、賞牌および副賞を贈る。
- 第10条 特別賞、学会賞、学術賞、奨励賞の選考は別に定める「特別賞・学会賞・学術賞・奨励賞受賞者選考規定」による。
- 第11条 特別賞、学会賞、学術賞、奨励賞の受賞者は、原則として受賞年度内に受賞記念総説を執筆し、本学会誌において発表しなければならない。

第 12 条 特別賞、学会賞、学術賞、奨励賞の受賞者は、受賞年度に開催する年会において受賞講演を行わなければならない。

本規定の変更は、主任幹事会において行う。

付 則

本規定は平成 29 年 1 月 16 日より変更、実施する
平成 29 年 7 月 11 日一部改定
平成 29 年 10 月 30 日一部改定